

発電事業について

令和5年5月
資源エネルギー庁

発電事業／発電事業者とは

発電事業

自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(電気事業法第二条の十四)

発電事業者

発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

(電気事業法第二条の十五)

発電事業者の義務

発電等義務

発電事業者は、一般送配電事業者及び配電事業者に、その維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いてその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電又は放電及び電気の供給を拒んではならない。

(電気事業法第二十七条の二十八)

供給命令等

経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対しては、命ずることができない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。

二・三 [略]

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

(電気事業法第三十一条)

発電事業の要件

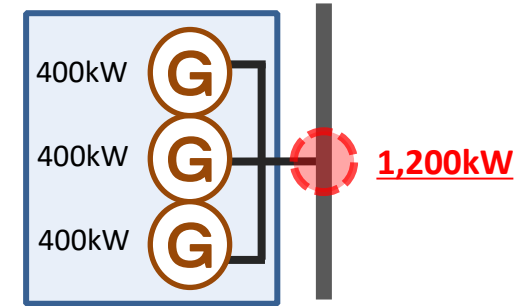
- 「発電事業」は、以下のいずれの条件にも該当する発電等電気工作物から、小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるものであること。

①出力が1,000kW以上

系統連系線との接続地点単位における発電等電気工作物^{※1}の出力の合計値が1,000kW以上であること。

(例) 発電等電気工作物の出力の合計値1,200kW
 $1,200\text{kW} > 1,000\text{kW}$

※1 発電等電気工作物とは、発電用の電気工作物と蓄電用の電気工作物のこと

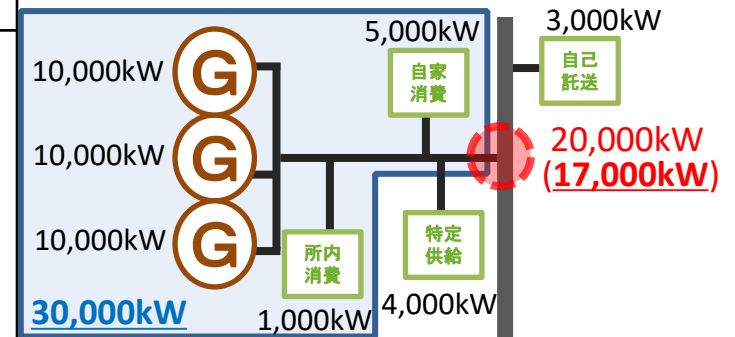


②託送契約上の同時最大受電電力が5割超

出力が1,000kW以上の発電等電気工作物の出力の合計値に占める、託送契約上の**同時最大受電電力**^{※2}(自己託送を除く)の割合が5割を超えること(出力10万kWを超える場合は1割を超えること)。

(例) $30,000\text{kW} - (5,000\text{kW} + 1,000\text{kW} + 4,000\text{kW}) = 20,000\text{kW}$ (同時最大受電電力)
 $20,000\text{kW} - 3,000\text{kW} = 17,000\text{kW}$ (自己託送分を除いた電力)
 $30,000\text{kW} \times 0.5 = 15,000\text{kW}$ (出力合計の5割) $< 17,000\text{kW}$

※2 同時最大受電電力とは、発電等電気工作物の出力から自家消費、所内消費、特定供給分を除いたもの

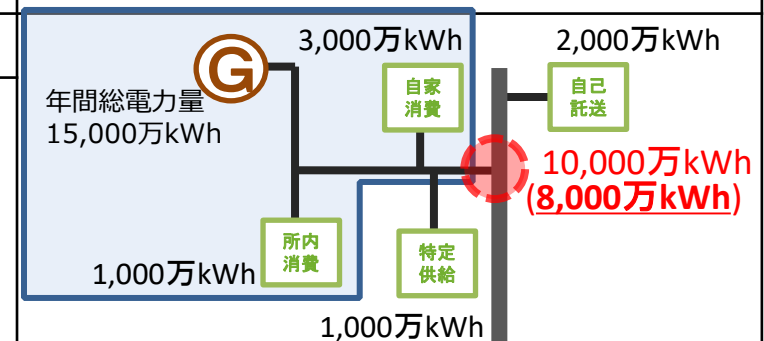


③年間の逆潮流量(電力量)が5割超

出力が1,000kW以上の発電等電気工作物が、1年間で発電又は放電する電気の量(kWh)(所内消費除く)に占める系統への**逆潮流**^{※3}量(自己託送を除く)の割合が5割を超えることが見込まれること(出力10万kWを超える設備の場合は、逆潮流量が1割を超えること)。

(例) $15,000\text{万kWh} - (3,000\text{万kWh} + 1,000\text{万kWh} + 1,000\text{万kWh}) = 10,000\text{万kWh}$
 $10,000\text{万kWh} - 2,000\text{万kWh} = 8,000\text{万kWh}$ (自己託送分を除いた電力)
 $15,000\text{万kWh} \times 0.5 = 7,500\text{万kWh}$ (出力合計の5割) $< 8,000\text{万kWh}$

※3 逆潮流とは、発電量が自家消費、所内消費、特定供給分を超え、その余剰電力が系統に流れる状態



発電事業者に義務づけられている届出について

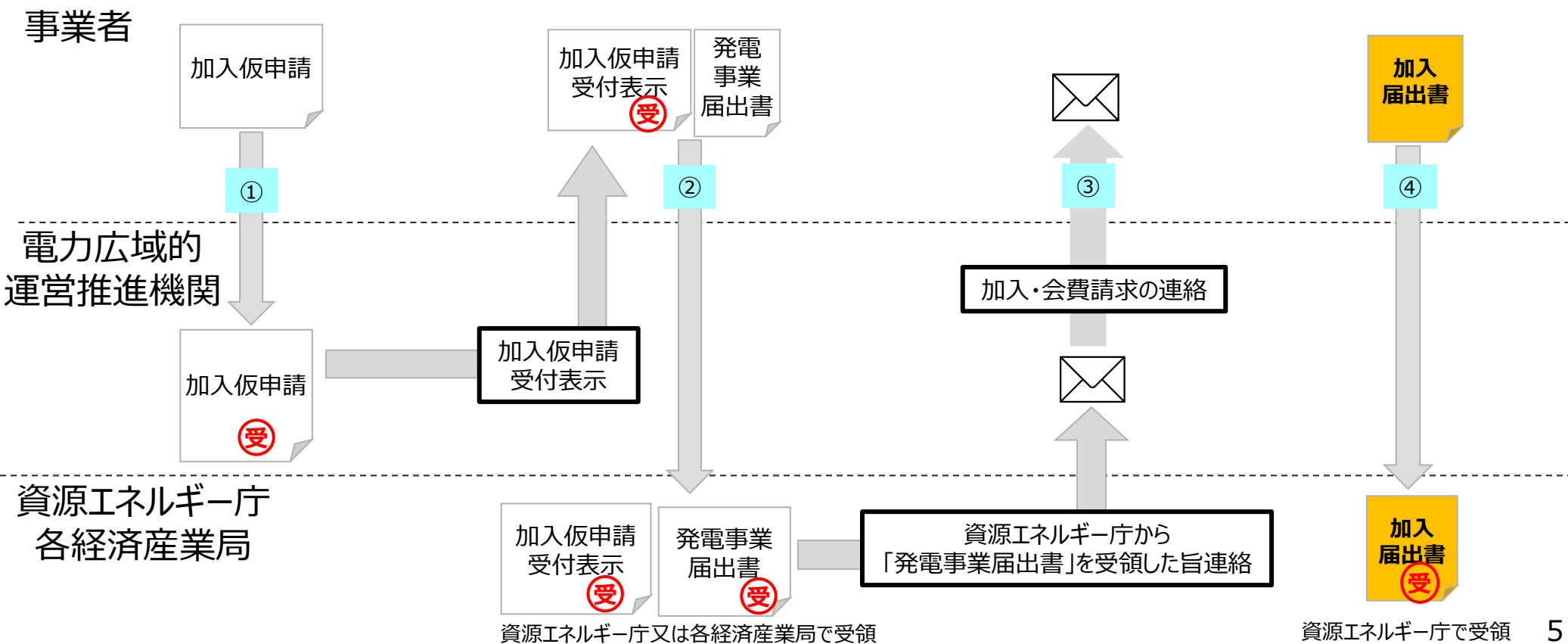
※詳細な届出内容や届出方法については、関連リンク記載の各種記載要領等を参照すること。

届出名	届出のタイミング	関係リンク先
発電事業届出書	事業開始前まで	<p>【発電事業届出書等の記載要領】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/pdf/hatsudenkisaiyouryou.pdf</p> <p>【発電事業に係る届出義務についてQ&A】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/pdf/hatsudenfaq.pdf</p>
発電事業変更届出書	<p>変更の9か月前まで（特定発電等用電気工作物の10万kW以上の出力減少に関わる変更）</p> <p>変更の10日前まで（特定発電等用電気工作物の以下に関わる変更）</p> <p>※出力増加、10万kW未満の出力減少、設置場所、原動力の種類、周波数、容量</p> <p>事後遅滞なく（代表者名、供給の相手方、連絡先等の変更）</p>	
発電事業承継届出書	承継後遅滞なく	
発電事業休止（廃止）届出書	<p>休止（廃止）の9か月前まで（出力10万kW以上の発電事業者）</p> <p>休止（廃止）の10日前まで（出力10万kW未満の発電事業者）</p>	
解散届出書	<p>解散の9か月前まで（出力10万kW以上の発電事業者）</p> <p>解散の10日前まで（出力10万kW未満の発電事業者）</p>	
貸借対照表等会計書類	事業年度経過後3月以内	<p>【貸借対照表等会計書類の提出義務について】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/financial_statements/</p>
広域的運営推進機関加入届出書	加入後遅滞なく	<p>【広域的運営推進機関加入届出書記載要領】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/kouiki/pdf/kouikikan_yuyouryou.pdf</p>
供給計画届出書	<p>年度開始前</p> <p>※電気事業者となった日を含む年度にあつては、電気事業者となった後遅滞なく</p>	<p>【供給計画の届出に係るガイドラインについて】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/001/</p>
発電電月報	翌々月15日まで	<p>【電気事業者の定期報告】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/start/</p>
設備資金報	毎四半期の最終月の末日から2月を経過する日まで	
電気保安年報	<p>7月末日まで</p> <p>※特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあつては、10万kW）を超える事業者のみ提出対象</p>	<p>【電気関係報告規則第2条に基づく定期報告（電気保安年報）について】 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/denkihoannenpou.html</p>

発電事業を開始するための手続きについて

- ① 電力広域的運営推進機関に加入の仮申請をする。
- ② 資源エネルギー庁又は各経済産業局へ発電事業届出書を提出する（提出方法は電ガネット、郵送又は持参）。
- ③ 電力広域的運営推進機関から加入・会費請求の連絡を受ける。
- ④ 資源エネルギー庁へ広域的運営推進機関加入届出書を提出する（提出方法はメール又は郵送）。

※上記①～④は、以下の図の①～④に対応



【参考】電ガネットで届出可能な手続き

- 電ガネットとは、電気事業（一部ガス事業含む）に関連する手続きについて、電子申請等を可能とするシステム。
- 関連法令に基づく手続きについて、紙媒体の手続きを介すことなく、オンラインで完結させることが可能。

＜電子申請可能な手続き＞（令和5年5月時点）

発電事業

- ・発電事業届出
- ・発電事業変更届出
- ・発電事業承継届出
- ・発電事業休止（廃止）届出
- ・解散届出書

特定自家用電気工作物

- ・特定自家用電気工作物接続届出
- ・特定自家用電気工作物設置者変更届出

小売電気事業

- ・小売電気事業変更届出
- ・小売電気事業氏名等変更届出
- ・小売電気事業承継届出

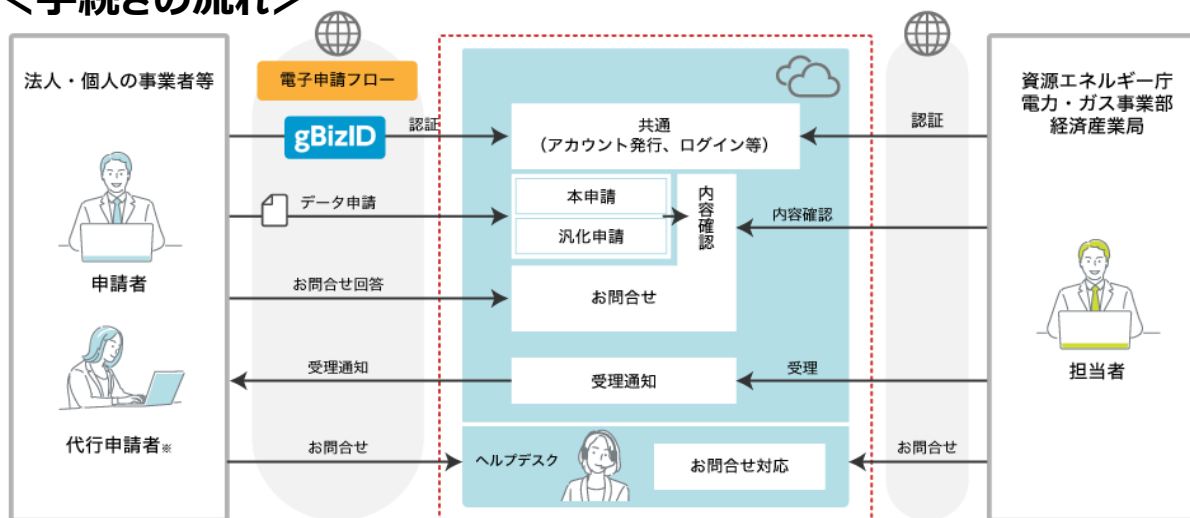
ガス小売事業

- ・ガス小売事業氏名等変更届出
- ・ガス小売事業変更届出
- ・ガス小売事業承継届出

一般送配電事業

- ・電気工作物変更届出書

＜手続きの流れ＞



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。

(図出典) 電ガネットポータル https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/